重要事項説明書

(入所)

第1条.事業主体概要

事	業	主	体	名	医療法人社団 広島厚生会					
代	表		者	名	理事長 米川 智					
所		在		地	〒734-0026 広島市南	有区仁保一 [·]	丁目6番18号			
電	話		番	号	Tel 082-286-6117					
設	立	年	月	日	平成8年4月30日					
基	本		財	産	土地 建物					
					介護サービスの種類	箇所数	名 称	所 在 地		
法人	.等が該当	4都道	府県内で	実施	訪問看護					
	する他の	介護	サービス		居宅介護事業所	1	こうせい	広島市南区仁保一丁目 6番 18号		
					介護福祉施設	1	有料老人ホーム 広島八景園	広島市南区仁保一丁目1番20号		
					医療法人社団広島厚生会	会が設置する	る介護老人保健施設eハウ	ス(以下「事業所」)の適切な運営を確		
					保するための人員及び管	理運営に関	する事項を定め、事業所の)職員が要介護状態となった老人等が		
事業目的及び運営方針					可能な限り家庭において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の					
					もとに機能訓練等のサービスの提供により、老人の心身の機能維持回復させることを目的とし運営管理					
					を行う。					
他の事業					広島厚生病院の運営					

第2条.施設概要

施 設 の 類 型 介護(保護施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 特定施設入所養生育/護事業者の指定 生活等線法第54条の2 に規定する 介護機関の指定の有無	施設名	介護老人保健施設 eハウス		
## 生活保護法第54条の2に規定する 介護機関の指定の有無 基本	施 設 の 類 型	介護保健施設サービス、短期入所療養介護、	介護予防短期入所療養介護	
	特定施設入所者生活介護事業者の指定	平成 12 年 4 月 1 日指定		
 基本的な考え方 し、医療と介護で支援します。施設から家に帰った後も、安心して介護サービスと医療サービ受けられるようがループで支援します。 (1)「老人の自立」の基本精神のもとに、常に明る〈家庭的な雰囲気を保ち、安心して利用できる施設とする。 (2)利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう。医学的管理のもとに機能訓練等に万全を期する。 (2)利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう。医学的管理のもとに機能訓練等に万全を期する。 (2)利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう。医学的管理のもとに機能訓練等に万全を期する。 (2)利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう。医学的管理のもとに機能訓練等に万全を期する。 (2)利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう。医学的管理のもとに機能訓練等に万全を期する。 (2)利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう。医学的管理のもとは機能のは好きを要にする。 (2)利用者が有する能力に応じる主流を管むことができるよう。医学的管理のもといるがは対象性を要にする。 (4)利用及び関連機関との連携などを密にする。 (5)利用を行うに設置を事業主体所有 (4) 本 中 日 日 中成 12 年 4 月 1 日 中成 12 年 4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		有		
期用できる施設とする。 (2)利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理のたに機能訓練等に万金を期する。 (3)家庭や地域との結び付きを重視し、市町村及び関連機関との連携などを密にする。 管理者名、株 幸三(はやし こうぞう) 開設年月日 平成12年4月1日 所在地・電話番号 〒734-0026 広島市南区仁保一丁目6番18号 082(286)6117 交通の便広電バス「仁保1丁目」バス停徒歩1分 数地概要(権利関係) 648.33 ㎡ 事業主体所有 建物概要(権利関係) 548.33 ㎡ 事業主体所有 建物概要(権利関係) 548.33 ㎡ 事業主体所有 建物概要(権利関係) 548.33 ㎡ 事業主体所有 定べ床面積1294.04 ㎡ 鉄骨造地上4階事業主体所有 第一次 20万円に設置 11.60 ㎡ 33.39 ㎡ 4万円に設置 11.60 ㎡ 5万円に設置 11.60 ㎡ 5万円に設置 11.60 ㎡ 5万円に設置 11.60 ㎡ 5万円に設置 12.59 ㎡ 5万円に設置 11.60 ㎡ 5月円に設置 12.59 ㎡ 5月円に設置 12.59 ㎡ 5月円に設置 5月円に設置 7.44 ㎡ 5月円に設置 5月円に設置 7.44 ㎡ 5月間に設置 7.4	基本的な考え方	し、医療と介護で支援します。施設から家に帰		
開 設 年 月 日 平成12年4月1日 所 在 地 ・ 電 話 番 号 〒734-0026 広島市南区仁保一丁目6番18号 082(286)6117 交 通 の 便 広電パス「仁保1丁目」パス停 徒歩1分 敷 地 概 要 (権 利 関 係) 648.33 ㎡ 事業主体所有 建 物 概 要 (権 利 関 係) 延べ床面積1294.04 ㎡ 鉄骨造 地上 4階事業主体所有 設 備 の 種 類 数 備考(面積等の説明) 個室 6室 多床室10室 (定員 42名) 房	施 設 目 的 と 運 営 の 方 針	利用できる施設とする。 (2)利用者が有する能力に応じ自立した日常 理のもとに機能訓練等に万全を期する。	生活を営むことができるよう、医学的管	
所 在 地 ・電 話 番 号 〒734-0026 広島市南区仁保一丁目6番18号 082(286)6117 交 通 の 便 広電バス「仁保1丁目」バス停 徒歩1分 数 地 概 要 (権 利 関 係) 648.33 ㎡ 事業主体所有 建 物 概 要 (権 利 関 係) 延べ床面積 1294.04 ㎡ 鉄骨造 地上 4 階 事業主体所有 設 備 の 種 類 数 備考(面積等の説明) 居 室 個室 6 室 多床室 10 室 (定員 42 名) 9.64 ㎡ ~33.39 ㎡ 浴 室 1 室 介護浴室 15.33 ㎡ 洗 面 所 各フロアに設置 11.60 ㎡ 便 所 各フロア設置 11.60 ㎡ 便 原 軍 室 1 室(1階) 7.44 ㎡ 食 堂 及 び 能 訓 練 室 2 階・3 階・4 階に設置 172.59 ㎡ 廊 下 の 幅 最低 1.80m そ の 他 の 共 用 施 設 の 概 要 談話室 「イン及び各居室にはケアコールを設置。 介護職員が 24 時間体制で巡回。	管 理 者 名	林 幸三(はやし こうぞう)		
交 通 の 便 広電バス「仁保1丁目」バス停 徒歩1分 敷 地 概 要 (権 利 関 係) 648.33 m³ 事業主体所有 建 物 概 要 (権 利 関 係) 延べ床面積 1294.04 m³ 鉄骨造 地上 4 階事業主体所有 設 備 の 種 類 数 備考(面積等の説明) 個室 6 室 多床室 10 室 (定員 42 名) 浴 室 1 室 介護浴室 15.33 m³ 洗 面 所 各フロアに設置 11.60 m³ 便 康 管 理 室 1 室(1 階) 7.44 m³ 食 堂 及 び 能 訓 練 室 2 階・3 階・4 階に設置 172.59 m³ 廊 下 の 幅 最低 1.80m そ の 他 の 共 用 施 設 の 概 要 談話室 トイレ及び各居室にはケアコールを設置。介護職員が 24 時間体制で巡回。	開 設 年 月 日	平成12年4月1日		
敷 地 概 要 (権 利 関 係) 648.33 ㎡ 事業主体所有 建 物 概 要 (権 利 関 係) 延べ床面積1294.04 ㎡ 鉄骨造 地上4階事業主体所有 設 備 の 種 類 数 備考(面積等の説明) 居 室 個室 6 室 多床室 10 室 (定員 42 名) 9.64 ㎡~33.39 ㎡ 浴 室 1 室 介護浴室 15.33 ㎡ 洗 面 所 各フロアに設置 11.60 ㎡ 便 所 各フロア設置 11.60 ㎡ 健 康 管 理 室 1 室(1 階) 7.44 ㎡ 食 堂 及 び 能 訓 練 室 2 階・3 階・4 階に設置 172.59 ㎡ 廊 下 の 幅 最低 1.80m そ の 他 の 共 用 施 設 の 概 要 談話室 トイレ及び各居室にはケアコールを設置。介護職員が 24 時間体制で巡回。	所 在 地 · 電 話 番 号	 〒734-0026 広島市南区仁保一丁目6番1	8号 082(286)6117	
建 物 概 要 (権 利 関 係) 延べ床面積 1294.04 ㎡ 鉄骨造 地上 4 階 事業主体所有 設 備 の 種 類 数 備考(面積等の説明) 居 室 個室 6 室 多床室 10 室 (定員 42 名) 9.64 ㎡~33.39 ㎡ 浴 室 1 室 介護浴室 15.33 ㎡ 洗 面 所 各フロアに設置 11.60 ㎡ 便 所 各フロア設置 12.60 ㎡ 健 康 管 理 室 1 室(1 階) 7.44 ㎡ 食 堂 及 び 能 訓 練 室 2 階・3 階・4 階に設置 172.59 ㎡ 廊 下 の 幅 最低 1.80m その他の共用施設の概要 が話室 ケアコール等緊急連絡・安否確認 トイレ及び各居室にはケアコールを設置。介護職員が 24 時間体制で巡回。	交 通 の 便	広電バス「仁保1丁目」バス停 徒歩1分		
建 物 做 要 (権 利 関 係) 事業主体所有 設 備 の 種 類 数 備考(面積等の説明) 居 室 個室 6 室 多床室 10 室 (定員 42 名) 9.64 ㎡~33.39 ㎡ 浴 室 1 室 介護浴室 15.33 ㎡ 洗 面 所 各フロアに設置 11.60 ㎡ 健 康 管 理 室 1 室(1 階) 7.44 ㎡ 食 堂 及 び 能 訓 練 室 2 階・3 階・4 階に設置 172.59 ㎡ 廊 下 の 幅 最低 1.80m そ の 他 の 共 用 施 設 の 概 要 談話室 ケアコール等緊急連絡・安否確認 トイレ及び各居室にはケアコールを設置。介護職員が 24 時間体制で巡回。	敷 地 概 要 (権 利 関 係)	648.33 m 事業主体所有		
居 室 個室 6 室 多床室 10 室 (定員 42 名) 9.64 ㎡~33.39 ㎡ 浴 室 1 室 介護浴室 15.33 ㎡ 洗 面 所 各フロアに設置 11.60 ㎡ 便 所 各フロア設置 7.44 ㎡ 健康 康 軍 1 室(1 階) 7.44 ㎡ 食堂及び能訓練室 2 階・3 階・4 階に設置 172.59 ㎡ 展低 1.80m その他の共用施設の概要 談話室 ケアコール等緊急連絡・安否確認 トイレ及び各居室にはケアコールを設置。 介護職員が 24 時間体制で巡回。	建物概要(権利関係)			
注	設 備 の 種 類	数	備考(面積等の説明)	
洗 面 所 各フロアに設置 11.60 ㎡ 便 所 各フロア設置 健康 管理 室 1 室(1 階) 7.44 ㎡ 食堂及び能訓練室 2 階・3 階・4 階に設置 172.59 ㎡ 廊下の幅 最低 1.80m その他の共用施設の概要 談話室 トイレ及び各居室にはケアコールを設置。 介護職員が 24 時間体制で巡回。	居室	個室 6 室 多床室 10 室 (定員 42 名)	9.64 m²∼33.39 m²	
便 所 各プロア設置 健康管理室 1室(1階) 7.44 ㎡ 食堂及び能訓練室 2階・3階・4階に設置 172.59 ㎡ 廊下の幅 最低 1.80m その他の共用施設の概要 談話室 ケアコール等緊急連絡・安否確認 トイレ及び各居室にはケアコールを設置。介護職員が24時間体制で巡回。	浴室	1室 介護浴室	15.33 m²	
健康管理室1室(1階) 7.44 ㎡ 食堂及び能訓練室2階・3階・4階に設置172.59㎡ 廊下の幅最低1.80m その他の共用施設の概要 ドイレ及び各居室にはケアコールを設置。介護職員が24時間体制で巡回。		各フロアに設置	11.60 m²	
食 堂 及 び 能 訓 練 室 2階・3階・4階に設置 172.59㎡ 廊 下 の 幅 最低 1.80m そ の 他 の 共 用 施 設 の 概 要 談話室 ケアコール等緊急連絡・安否確認 トイレ及び各居室にはケアコールを設置。 介護職員が 24 時間体制で巡回。	便所	各フロア設置		
廊 下 の 幅 最低 1.80m その他の共用施設の概要 談話室 ケアコール等緊急連絡・安否確認 トイレ及び各居室にはケアコールを設置。 介護職員が24時間体制で巡回。	健 康 管 理 室	1室(1階)	7.44 m²	
その他の共用施設の概要 談話室 トイレ及び各居室にはケアコールを設置。 介護職員が24時間体制で巡回。	食 堂 及 び 能 訓 練 室	2階・3階・4階に設置 172.59㎡		
ケアコール等緊急連絡·安否確認 トイレ及び各居室にはケアコールを設置。 介護職員が 24 時間体制で巡回。	廊 下の幅	最低 1.80m		
ケアコール等緊急連絡·安否確認 介護職員が24時間体制で巡回。	その他の共用施設の概要	談話室		
併 設 指 定 事 業 なし	ケアコール等緊急連絡・安否確認			
	併 設 指 定 事 業	なし		

↑介護保険サービスによる利用者負担軽減制度の実施の有無	なし

① 入所一時金に関する費用

入所時に一時的に請求する費用	なし

② 介護保険給付対象のサービスに要する費用

介護保険対象費用(介護保険のうち、介護保険の対象となる費用)

(A) S. P. A. C. A.						
要介護認定等	介護報酬	介護報酬	介護報酬	法定代理受領相当	利用者負担分	
の結果	の単位	の額(日額)	の目安(30 日分)	分の目安(30 日分)	の目安(30 日分)	
要支援	_	_	_	_	_	
要介護 I	836 単位	8,736 円	262,080 円	235,872 円	26,208 円	
要介護Ⅱ	910 単位	9,509 円	285,270 円	256,743 円	28,527 円	
要介護Ⅲ	974 単位	10,178 円	305,340 円	274,806 円	30,534 円	
要介護Ⅳ	1030 単位	10,763 円	322,890 円	290,601 円	32,289 円	
要介護Ⅴ	1085 単位	11,338 円	340,140 円	306,126 円	34,014 円	

- ・当ホームの介護報酬額は、1 単位=10.45 円(乙地)です。 ·月額は 1 か月を 30 日として計算致します。
- ・報酬額は、(報酬の単位)×(単位の単価)×(利用日数)で求め、小数点以下切り捨て。
- ・上記の介護報酬は、実際の利用日数に応じて決定します。
- ・利用者負担額は、1割負担の場合です。
- ・被爆者健康手帳をもっている方は、利用者負担額がありません。
- ・消費税は非課税です。
- ・各種加算は別途かかります
- ・利用者負担分の中に介護職員処遇改善加算(3.9%)特定処遇改善加算(2.1%)初期加算を別途含む

② 保険給付対象外のサービスに要する費用

1) 利用料金表

サービスの種類	費用		備考	
居住費	500円	個室 2,000円	3	
		減額		
企典	朝食 470 円 昼食 600 円	第2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の人	390 円
食費	間食 100 円 夕食 550 円	第3段階	市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階に該当しない人	650 円
日用品	104円		·	
娯楽費	155円			

[・]外出及び外泊期間においても居室料金を頂きます。

2)それ以外の場合

サービスの種類	費用	備考
理 美 容 サ ー ビ ス	2,000 円~/回	カ外等代金
洗濯サービス	洗濯代 810 円/袋	下着類や通常の洗濯機で賄えるもの ※初回に袋を購入していただくとき 洗濯袋 1,100 円/1 枚
個人的趣味に基づく教養娯楽品及び行事参加	実費	新聞、牛乳、福祉用品、嗜好品
協力医療機関への送迎・受診付添サービス	無料	(協力医療機関: 広島厚生病院)

- ・上記は利用された額のみご請求申し上げます。・請求に先立ち明細をご送付し、内容及び金額をお知らせします。
- ・表示は消費税別途です。

[・]すべて1日あたりの料金です。

③ 利用料金の支払い方法

- ・上記の料金・費用は1ヶ月毎に計算し、月末締めで翌月明細表を添えて請求する。
- ·支払期日 毎月25日。
- ·振込先 広島銀行 仁保支店 005 普通預金 口座番号 1046816 医療法人 社団 広島厚生会

④ 料金改定について

人件費、物価等の変動に基づき改定いたします。

第4条. 職員体制(令和 1 年 10月 1日時点)

① 職員の人数及びその勤務形態

	利	月	1		者		数			合	計 38	名(男性 17名	、女性 21 名)
									区	分		34 + 1 1 1 7 FF	
	従		弟	Ě	者		常	勤	11 71 27 21 1		常勤換算 後の人員	備考	
								専従	兼務	専従	兼務	KW/Y	
	1	管		理			者	1名				_	
		支	援	相	Ē	炎	員	1名				1 名	介護福祉士
内		看	護		職		員	3 名				3 名	正看護師 0 名 准看護師 3 名
訳		介	護		職		員	11 名		2		12 名	介護福祉士 11 名
		機能	訓訓	練	指	導	員	1名				1名	理学療法士 1 名
	ĵ)護	支	援	専	門	員	1名	1		·	1 名	介護支援専門員
常	9 勤	換 算	方	法	の	考	え方	月	間常勤拮	奥算時間	168 時	間: 21 日/月 >	≺ 8時間/日で計算(週 40時間)

[※]常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、 当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数を言う。

② 当施設に関わる従業者の勤務体制の概要

従業者の職種	標準的な状態における勤務体制	休 日
管 理 者	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)常勤で勤務	
支 援 相 談 員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務	
看護職員	・正規の勤務時間帯(8:30~17:30)	
1 皮 収 貝	・夜間については交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	
	·早番(7:00~16:00)、日勤(8:30~17:30)、遅番(10:00~19:00)、	9 日程度/月
介 護 職 員	·夜勤(17:00~翌 9:00)	
	・夜勤帯は職員2名でお世話をします。	
機能訓練指導員	8:30~17:30 常勤で勤務	
介護支援専門員	8:30~17:30 常勤で勤務	

③ 従業者である介護職員が有している資格

	常勤
介護支援専門員	1
社会福祉士	0
介護福祉士	11
実務者研修	0
介護職員初任者研修	0

第5条.サービス提供における事業者の義務

① 介護保険法令等に基づき、当ホームには主に以下のような義務が課されています。

項目	主な内容	根 拠
施設サービス計画の作成	計画書にもとづき入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を行います。	介護保健法 第 8 条 20 項

② サービスの内容

事業所の運営に 関する方針 本事業は、心身の状況に合わせた個別の介護サービス計画を作成し、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理のもとに能訓練等に万全を期するとともに、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話等必要なサービス提供に努めます。

第6条.医療

協力医療機関 (又は嘱託医) の概要及び協力内容	1.広島厚生病院(広島市南区仁保新町 1 丁目 5-13 路程 500m 所要時間 5 分) 診療科目; 内科、消化器科、循環器科、神経内科、外科、整形外科、泌尿器科、リハビリテーション科 乳腺科、皮膚科 協力内容; 1.外来診療 2.緊急・夜間診療 3.入院加療を要する場合の対応 4.各検査等
入居者が医療を要する 場合の対応	1. 協力病院の医師に対して問いあわせを行い指示をうけます。 2. 病状次第により、上記医療機関に搬送し専門医の診察を行います。 3. 緊急時には救急搬送による対応も行います。 4. 入居者及び身元引受人が選択する医療機関においても診療を受けることも可能です。 5. その場合、原則として身元引受人付添のもと受診をお願い致します。
医療指針	[重度化した場合の対応] 当施設は介護施設であるため、高度医療の提供はできません。 常時医師、または常時看護師が配置される施設ではないため、24時間医学的な管理を必要とする方には対 応が出来ません。 医師が入院により医学的管理が必要であると判断した場合は、速やかに入院して頂きます。 終末期における治療方針については、相互協議のもと決定させていただきます。

第7条.介護を行う場所等の基本的な考え方

要介護時(痴呆を含む)に介護を行う場所	介護については、入所されている居室(個室)において介護します。
---------------------	---------------------------------

第8条.入居·退去等

入所者	 おおむね 65 歳以上の方。 健康保険及び介護保険に加入されている方。 入所契約及び管理規定等をご了承いただける方。 身元引受人を 1 名以上たてられる方。 月額利用金等を期日までにお支払いいただける方。
の条件	[但し、次の方はご入居をお断りいたします]
	1. 伝染性疾患を有するか、他の入居者に伝染させる恐れがある疾患を有している方。
	2. 24 時間体制での医療行為が必要とされる方。
	3. 心身の入院加療を要する病態にある方。
	4. 暴力・不潔・破壊・セクシャルハラスメント行為等を行われる恐れのある方。
	1. 入所に際し、契約者、身元引受人を設定して頂く必要があります。
	2. 入所者は身元引受人、連帯保証人を兼ねることはできません。
契約者、身元引受人の条	3. 身元引受人、連帯保証人が複数に及ぶ場合は、主たる身元引受人、連帯保証人を決めて頂きます。
件及び義務等	<身元引受人、連帯保証人(1)を主とします>
	4. 身元引受人、保証人には、契約に基づいた入所者の義務及び契約者の債務についての連帯保証、並びに入居者の身柄引取等の包括的責任を負います。

[事業者からの契約解除] 1. 建物、付帯設備または敷地を故意又は重大な過失により破損、滅失せしめた場合。 2. 他の入所者及び職員に対してセクシャルハラスメント行為が継続する場合。 3. 行動が他の入所者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす場合。 4. 3 の原因が認知症、精神疾患等の特別の身体状況によるものであると医師が判断した場合には身元引受人連帯保証人と相談の上、受け入れ可能な他施設への移動を可とする。 契約の解除の内容 次の場合には、直ちに契約を解除する場合があります。 ・ 事業者からの催告を受けたにもかかわらず、月額利用料及びその他の支払いを正当な理由なく60日以上滞納した場合。 [入所者からの契約解除] 入所者は本契約の有効期間中、いつでも本契約を解除することができます。この場合、入所者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に書面により告知します。

第9条. 非常災害時の対策

42 名

入居定員

非	常時	寺 の	対	応	別途定める「介護老人保険施設 e ハウス 消防計画」に則した対応を行います。								
近	隣 と の	り 協	力関	係	町内会と近隣防災協定を締結し、非常時の協力をお願いしています。								
平	常時	のま	訓練	等	別途定める「老人保健施設 e ハウス 消防計画」に則し年 2 回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。								
				設備名称	個数等	設備名称	個数等						
	防 災 設		スプリンクラー	あり	防火扉	6カ所							
			避難階段	東西 2 個所	屋内消火栓	あり							
防		設	備	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり						
			誘導灯	あり	漏電火災報知器	あり							
					ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり					
					その他: 共用部分のカーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。								
防	災	計	画	等	消防署等への届出日: 令和 1	年 5月20日	防火管理者:平山 康徳						

第10条. その他ご利用の際の留意事項

カ 10 米・(の)他に利用の際の田	以 于 · X
来 訪 · 面 会	来訪者は、面会時間を遵守し、その都度面会簿を職員に届け出てください。
面会時間	8:00 ~ 20:00
外 出 · 外 泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
協力医療機関以外の受診	事前に申し出てください。原則としてご家族の付添をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫 煙 · 飲 酒	全館禁煙及び禁酒です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所 持 品 の 管 理	身元引受人の管理。
現金等の管理	持ち込みは禁止致します。紛失・盗難等、施設は一切の責任は負いません。 日用品諸雑品等の購入時には、すべて施設が一時的に立て替え、後日ご請求させて頂きます。
宗 教 活 動・政 治 活 動	施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内のペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

第11条. 事故発生時の対応

事業者はサービスの提供により事故発生した場合は、市町村及び該当利用者の家族に連絡し必要な措置を講じます。また、その事故の状況及び事故に際して取った処置について記録保管し原因の究明に努めます。

介護サービスの提供により賠償すべき事故が 発生した場合の対応

介護保険・社会福祉事業者総合保険加入(あいおい損害保険株式会社)

[損害賠償責任]

- 1. 事業者はサービス提供に当たり、万が一、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、不可抗力による場合を除いて入居者に損害を賠償いたします。但し、入居者の故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身状態を勘案して相当と認められた時に限り、損害賠償を減じることができるものとします。
- 2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

[損害賠償がなされない場合]

- 1. 事業者は事業者の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
- 2. 入居者が契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項または、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意に告げず又は不実の告示を行ったことに起因して損害が生じた場合。
- 3. 入居者の急激な体調の変化等で事業者が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が生じた場合。
- 4. 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示や依頼に反して行った行為に起因して損害が生じた場合。
- 5. 入居者の自殺行為など不可抗力による損害が生じた場合。
- 6. 入居者同士のトラブルの場合。

第 12 条. 苦情の受付について

苦処体制	[常設の窓口]	責任者	林 幸三(はやし こうぞう)
		連絡先	082 (286) 6117
		受付時間	午前9時~午後5時 担当者不在時は、他の職員が応対し、その経過を担当者に引き継ぎます。
		その他	1 階事務室前に「意見箱」を設置しております。
	苦情処理の 手順及び体制	受 付	担当者が受け付ける。(不在時は代理の者とする)
		初期対応	苦情内容の事実確認を行うとともに必要な初期対応を実施・調査し原因究明する。
		是正措置	施設長、介護担当者及び看護担当者が是正措置の検討·決定を行い利用者の了解を得て実施する。
		効果確認	是正措置の実施状況の確認及び追加措置·再検討の必要の有無を管理者または介護担当者及び 看護担当者が行い、必要により追加措置を実施する。
		再発防止	サービス向上委員会(苦情対策委員会)を通じ、職員の再教育を行う等再発防止に努める。
		その他	当事者間での解決が困難な場合は、広島県担当課の公的機関の相談窓口への相談によるほか、広島地方裁判所に提訴することもできます。

医療法人社団 広島厚生会 理事長 米川 智 殿

説明年月日	令和	年	月	日	説明	者	署	名	፭		 印			
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、上記内容に同意しました。														
同意年月日	令和	年	月	日										
					同 意	者	住	戸	听			 		
									В	た名				印

本重要事項説明書 2 通を作成し、記名押印の上、各自その 1 通を保有します。